

自衛消防業務再講習（5月）の手引き

この手引きは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の14第1項の規定に基づき、自衛消防業務新規講習の課程を修了した方又は自衛消防業務追加講習の課程を修了した方（以下「自衛消防業務講習修了者」という。）を対象にした再講習を次のとおり実施します。

この再講習は、徳島市消防局が主催し、県内の自衛消防組織の設置が必要な大規模建築物等において自衛消防組織の統括管理者又は本部隊の班長として防火防災管理業務をされている方で自衛消防業務講習修了者を対象としています。

目 次

- 1 自衛消防組織を設置しなければならない大規模建築物等
- 2 再講習日時・場所及び定員
- 3 再講習の内容（再講習科目及び時間割表）
- 4 受講申込み
- 5 受講料（テキスト代）
- 6 受講上の注意事項
- 7 個人情報の取扱い
- 8 効果測定
- 9 5年ごとの再講習

自衛消防業務再講習受講申込書（別紙）

主 催 徳島市消防局

1 自衛消防組織を設置しなければならない大規模建築物等

【対象となる防火対象物（建築物）】

自衛消防組織を置かなければならない防火対象物は、以下の①から③までのいずれかに該当するもの

- ① 消防法施行令別表第一に掲げる以下の用途に供される防火対象物で規模の要件のいずれかに該当するもの

対 象 用 途	
劇場等（1項）、風俗営業店舗等（2項）、飲食店等（3項）、百貨店等（4項）、ホテル等（5項イ）、病院・社会福祉施設等（6項）、学校等（7項）、図書館・博物館等（8項）、公衆浴場等（9項）、車両の停車場（10項）、神社・寺院等（11項）、工場等（12項）、駐車場等（13項イ）、その他の事業所（15項）、文化財である建築物（17項）	
※共同住宅（5項ロ）、格納庫（13項ロ）倉庫（14項）は含まれない。	
規 模	
(イ) 階数が 4階以下 の防火対象物	⇒ 延べ面積 5万㎡以上
(ロ) 階数が 5階以上10階以下 の防火対象物	⇒ 延べ面積 2万㎡以上
(ハ) 階数が 11階以上 の防火対象物	⇒ 延べ面積 1万㎡以上

- ② ①に該当する用途に供される部分が存する複合用途防火対象物（消防法施行令別表第一の16項）で①の規模の要件のいずれかに該当するもの。（階数については、①の用途に供する部分のうち最も高い部分の階数で、面積については、①の用途に供される部分の床面積の合計でそれぞれ判断する。）

- ③ 延べ面積が1,000㎡以上の地下街（消防法施行令別表第一の16項の2）

2 再講習日時・場所及び定員

(1) 再講習日時

再講習日	再講習時間
令和7年5月16日(金)	9:30~16:20

※受付時間は、9時10分から9時30分

(2) 再講習定員 20人程度

(3) 再講習場所 徳島市新蔵町1丁目88番地 徳島市消防局 3階講堂

3 再講習の内容（再講習科目及び時間割表）

(1) 再講習は、4時間実施します。

(2) 再講習科目と時間割は、次表のとおりです。

(3) 再講習終了後、効果測定（1時間）を行います。

再講習科目及び時間割表

時間	再講習科目等
9:10~9:30	受付
9:30~9:40	再講習についての説明
9:40~10:40	防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要
10:50~11:50	災害事例研究
12:50~14:50	自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練
15:00~16:00	効果測定
16:00~16:20	修了証交付

※ 時間割については、変更することがあります。

4 受講申込み

今回から希望人数を電話予約してください。

(1) 希望人数を電話予約

【予約先】徳島市消防局予防課予防係 TEL088-656-1193

【電話予約期間】令和7年4月14日（月）～令和7年4月16日（水）

予約多数で定員を超えた場合、事業所毎に受講人数の調整し、調整結果を4月22日（火）に電話予約事業所へ連絡します。

なお、予約多数で定員を大幅に超えて調整困難と判断した場合、電話予約を早期終了する場合があります。

- (2) 受講決定後、自衛消防業務再講習（5月）受講申込書及び自衛消防業務講習修了証の写し等を受講申込期間中にメール又はFAXによりお申し込みください。受講申込書は、徳島市ホームページからダウンロードできます。

【申込先】徳島市新蔵町1丁目88番地 徳島市消防局予防課予防係

メール：shobo_yobo@city-tokushima.i-tokushima.jp

FAX：088-656-1201

【申込受付期間】令和7年4月22日（火）～令和7年4月25日（金）

5 受講料（テキスト代）

- (1) 受講料は無料ですが、**テキスト代として6,500円が必要**です。
- (2) テキスト代は、講習当日に集金します。
- (3) テキストは、講習当日にお渡しします。
- (4) 受講申込み後にキャンセルされた場合は、テキスト代（6,500円）をお支払いいただくこととなりますので御注意ください。

6 受講上の注意事項

- (1) 遅刻、欠席の場合は、消防局予防課（TEL088-656-1193）まで必ず連絡してください。
- (2) 再講習当日は、運転免許証、マイナンバーカード等の身分証明書、筆記用具を持参してください。
- (3) **消防局には、受講者用の駐車場及び飲料水等の自動販売機はありませんので御了承ください。**
- (4) 昼食を持参の方は講堂で食べていただき、外に出られる方は午後からの講習に間に合うようにお戻りください。
- (5) 気象状況等により、延期になる場合があります。
- (6) 発熱等症状のある方は、消防局予防課に連絡し、欠席として下さい。ただし、テキスト代は集金させていただきます。

7 個人情報取扱

受講申込書等に御記入いただいた個人情報につきましては、自衛消防業務再講習修了者の名簿作成、自衛消防業務再講習修了証及びデータベースの作成等に利用し、目的外の利用はしません。

8 効果測定

- (1) 効果測定の分類及び問題数は、「自衛消防組織の制度の概要」2問、「自衛消防組織と防火・防災対策」2問、「自衛消防組織の活動」2問、「自衛消防活動と指揮及び安全管理並びに教育・訓練及び消防計画と自衛消防活動」3問の合計9問出題し、分類ごとに50%以上かつ、全体の出題数の70%以上正解した方を再講習の課程を修了したものとします。
- (2) 再講習の課程を修了された方には、修了証を交付します。

※効果測定の結果、再講習内容についての理解が十分でないと判断される方につきましては、効果測定終了後、再度必要な科目の講習（補講）を受けていただきます。

9 再講習の受講期限

自衛消防業務講習修了者は、修了証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならないとされています。（平成20年消防庁告示第14号及び告示第15号、改正平成23年消防庁告示第8号）。

なお、再講習の課程を修了しなければ、自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長（消防法施行規則第4条の2の11の第1号から第4号に規定する班長）の任に就くことはできません。

以 上